

令和8年度（2026年度）
北海道食と農業の魅力発信強化特別対策事業委託業務

企画提案指示書

令和8年（2026年）3月
北海道農政部食料安全保障推進局

第1 業務名

令和8年度（2026年度）北海道食と農業の魅力発信強化特別対策事業委託業務

第2 業務の目的

食や農業の魅力を効果的に発信し、道内外の消費者や都市住民の本道農業・農村への関心や関与を深めるため、収穫の秋を迎えた本道の農業をはじめとした一次産業と農林水産物をPRする「ほっかいどう秋の大収穫祭」を令和8年（2026年）10月2日（金）から4日（日）まで赤れんが庁舎前庭において開催する。

【背景】

本道の農業・農村は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件を克服しながら発展を続け、今日では、豊かな自然と広大な土地を活かして、大規模で専門的な農業経営を展開し、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給するとともに、食品加工や観光などの産業と深く結びつき、地域の経済や社会を支える基幹産業として重要な役割を担っています。

また、国では、食料安全保障の強化などを柱に食料・農業・農村基本法を改正し、同法に基づく新たな基本計画に北海道が「主要穀物などの主産地」として明記されるなど、本道が我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくことが、ますます重要になると考えています。

一方、農村地域においては、人口の減少や高齢化により、生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの活力低下が懸念されており、本道の役割を果たしていくためには、生産性の向上はもとより、地域での多様な人材の活躍が欠かせないことから、これまで以上に本道の農業・農村に対する道民や国民の関心や関与を深めていくことが必要です。

第3 業務の内容

1 委託業務の概要

(1) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」企画業務

- 「ほっかいどう秋の大収穫祭」（以下、大収穫祭という。）に当たり必要な、開催計画策定、ステージイベント等の企画・調整、会場デザイン、会場装飾等。
- 対面販売等を行う出展者やステージイベント出演者との連絡・調整業務。

(2) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」実施運営業務

- 会場設営・装飾、大収穫祭の運営（警備や各種申請行為を含む）。

2 「ほっかいどう秋の大収穫祭」の概要

(1) 開催日時

令和8年（2026年）10月2日（金）11:00～16:00
10月3日（土）10:00～16:00
10月4日（日）10:00～15:00

(2) 主催者

北海道

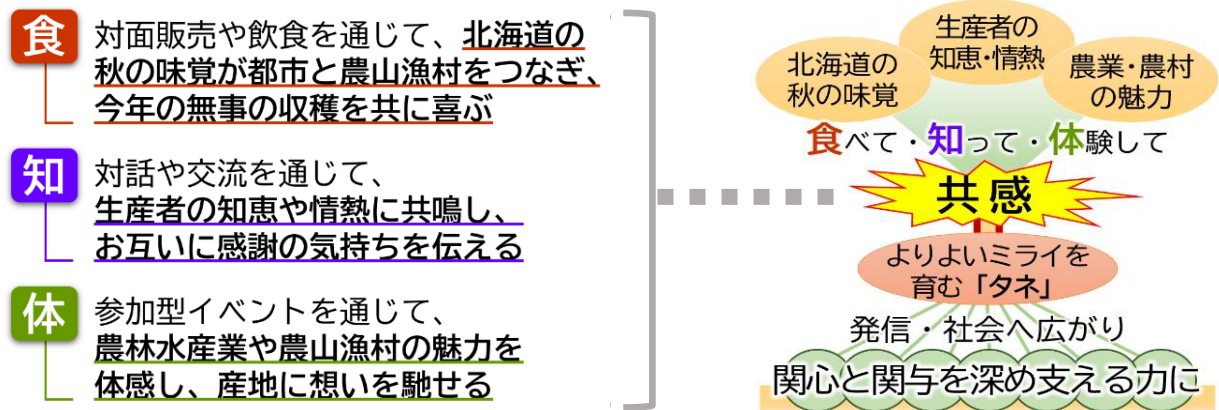
(3) 会場

赤れんが庁舎前庭

※別紙「会場位置図」の利用可能エリアを参照。
10月1日（木）9:00から10月5日（月）12:00まで仮予約済。
設営・撤収作業は開催時間外に行うこと。

(4) コンセプト

我が国の食料安全保障の確保に向け、本道農業が重要な役割を着実に果たしていくためには、生産者と消費者の距離を縮め、消費者など様々な方が共感し、応援してもらうことが必要。



※コンセプトに沿った、消費者や都市住民を惹きつける本年度の開催テーマを提案いただきます。

(5) 来場者数 (目標)

3日間延べ5万3千人

(6) 実施内容

- ア 対面販売・飲食提供・展示PRブース
 - ・全道市町村から農業者、農林水産関係団体、事業者等が出展し、農林水産物の対面販売や地域産品によるご当地グルメの提供、体験メニューや展示PRなど、農業・農村の魅力を伝える企画を幅広く実施
- イ ステージイベント企画 (3日 (土)、4日 (日) のみ)
 - ・コンセプトやターゲット層、集客力、情報発信力などを踏まえ、本道農業・農村への共感につながる効果が期待できる特設ステージでのイベント
 - 例：タレントや若手農業者等を起用したトークショー
 - 野菜詰め放題などの体験型イベント
 - 出展者による地域農業・農産物のPRイベント など
- ウ 会場周遊企画
 - ・会場内を周遊し、各ブースを隈なく立ち寄ることを来場者に促すもの
 - 例：景品付きスタンプラリー、顔はめフォトスポット など
- エ 会場周辺コラボ企画
 - ・会場周辺で行われる他のイベントや近隣の飲食店等と連携し、本道農業・農村への共感につながる効果が期待できるもの
 - 例：飲食店への大収穫祭告知POPの設置、道産品を使用したメニューの提供、チカホでのイベントとの連携 など
- オ その他、本道農業・農村への共感につながる効果的な企画
 - 例：出展者への応援メッセージ

(7) 会場設営内容

区分	内容
対面販売・ 飲食提供・ 展示PRブ ース	<ul style="list-style-type: none"> ・合計 42 ブース設置 ※ブース数は出展希望数によって増減する場合がある。なお、追加ブ ースに係る必要経費は、本委託業務費に含むものとする。 <p>【1ブースの基本構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防水性の三方囲いテント（2間3間：3,500×5,300 mm） 1張 （飲食店営業の臨時営業許可施設として、出展者が保健所に許可申請す る場合があることに留意。また、ヨーロピアンテント又は布地部分のカ ラーを統一するなどデザイン性に配慮。） ・出展者サイン掲示 ・テント内照明設置 ・電気配線（テント内照明用及び出展者が使用する電気機器（冷蔵ショー ケース等）用。要電気工事。） ・長テーブル（W1,800×D450×H700） 4台程度 ・パイプ椅子 4脚程度 （長テーブル、パイプ椅子は出展者の要望数を手配。）
特設 ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内に特設ステージを1箇所設置（3,500×5,300 mm以上） ※トラック等の簡易なものでも可 ※PAブース隣接 ※小雨時でもステージイベントを決行できるよう、特設ステージの構造 に配慮すること。 ※なお、例年、赤れんが庁舎前庭中央部に花壇が設置されることから、 特設ステージ位置は花壇に配慮したものとすること。 ・音響機材・照明設置 ※会場内の離れた場所でも特設ステージ上の様子が伝わるよう、音響機 材等の配置・活用に配慮して提案すること。 ・特設ステージ前に観客席設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・運営用ブース（PA、ゴミ保管） ・給排水施設（会場内1箇所以上） ・飲食スペース（パラソル付カフェテーブルセット等） ・会場案内・プログラム看板設置 ・ゴミ箱 <p>※全体の装飾デザインは、コンセプトに配慮するとともに、会場内で統一 感のあるものとする。</p>

3 委託業務の内容

(1) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」企画業務

項目	業務内容
開催計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・開催テーマの検討 ・全体スケジュールの作成・進捗管理（準備期間から大収穫祭終了まで） ・会場施設配置計画（ブース等設営、装飾、設備） ・広報・宣伝計画（新聞、テレビ、雑誌、WEB等各種媒体への広告掲載、SNS、ポスティングなどによるPR） ・災害・荒天時の対応（地震、風水害、火災、テロ、感染症対策のほか、豪雨等荒天時に対する対応） ・来場者サービス管理計画（案内、受付、案内誘導、ノベルティ配布物、救急・事故対応） ・会場安全管理（警備員配置、群衆規制・誘導、報告要領他） ・その他必要とする計画
イベント企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージイベント、会場周遊企画、会場周辺コラボ企画などの集客イベントの企画 ・司会者、出演者等の手配・調整
会場手配・設営・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材手配 ・設営・運營業務等及び警備等人員の手配・配置
出展者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者説明会の開催 ・その他、出展者との連絡調整（臨時営業許可手続を含む）
会場デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・会場レイアウトデザイン（イメージ図の制作含む） ・大収穫祭ロゴ・イメージビジュアル ・会場装飾及びブース看板等、展示エリアの演出物 ・ポスター、フライヤー等広報資材 ・会場案内看板、配布用パンフレット ・実施報告書デザイン ・その他、イベント企画、広告宣伝などに関するデザイン
制作物作成	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者マニュアル（委託者が開催する出展者説明会の資料を含む） ・運営マニュアル ・会場装飾及びブース看板等、展示エリアの演出物・ポスター、フライヤー等の広報資材 ・会場案内看板、配布用パンフレット ・その他、必要な制作物
広告宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・宣伝計画に基づく効果的なPR
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、大収穫祭の企画に必要な業務（連絡調整含む）

(2) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」実施運營業務

項目	業務内容
会場設営等	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営・装飾（資機材運搬・搬入・設営・撤収） ・電気工事等、販売・展示に必要な現地での工事 ・給排水施設の設置 ・必要な標示、看板、施工物、備品等の設置・撤去・処分
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全体運営（運営スタッフ、開催期間中（夜間を含む）の警備スタッフ含む） ・ステージイベント運営（演出含む）・進行

	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内で発生したゴミの回収・保管・処分 ・その他必要となる設置と撤去・処分
記録撮影・収録	<ul style="list-style-type: none"> ・記録写真・映像撮影及び収録 ・来場者数計測・集計
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者アンケート等による効果測定 ・開催報告書 ・その他実施運営に必要な業務（連絡調整含む）

4 留意事項

- (1) 内容の検討にあたってはコンセプトを十分に勘案し、最適な企画・計画を立てること。
- (2) ステージイベントの企画（司会者及び出演者含む）については、委託者との協議・確認を行ったうえで決定することとし、本提案内容が全て採用とならない場合があることを承知すること。なお、起用するタレント等は北海道や農業にゆかりのある者とする。
- (3) 業務実施にあたり、事前協議や申請が必要な場合は、適切に対応すること。
- (4) 対面販売・飲食提供・展示PRブースについては、委託者が出展者の募集を行うこととし、申込受付及び出展者決定後の調整については、受託者が行うものとする。
- (5) 出展者から出展料は徴収しないこととする。
- (6) 出展者のブースの配置計画は、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 会場レイアウトに当たっては、緊急車両や搬入出車両が通り抜けできるよう、幅員4メートル程度以上の通路を確保すること。
- (8) 出展者が食品を取り扱う場合、その内容によって臨時営業許可が必要となることから、受託者が各出展者の申請書類を取りまとめの上、札幌市保健所に提出すること。その際、市に支払う申請手数料は、出展者から徴収すること。
- (9) 商品の販売や飲食提供に必要な機材（業務用冷蔵ショーケースなど）について、出展者から貸出の申し出があった場合は、受託者が対応すること。この場合、受託者が出展者から実費を請求できるものとする。
- (10) 出展者が火器・電気調理器を使用する場合は、油脂はねや液だれによるアスファルト舗装の汚れを防ぐため、受託者があらかじめブルーシート等で養生を行うこと。この場合、受託者が出展者から実費を請求できるものとする。
- (11) 赤れんが庁舎前庭の会場使用に係る経費（会場使用料、電気・給排水使用料、保険料等）については、本委託業務費に含むものとする。
- (12) 会場利用に当たっては、施設利用規約や施設管理者の指示に従うほか、道路交通法等関係法令を遵守して行うこと。
- (13) 看板・サイン等の会場装飾やロゴ、広告資材等のデザインについては、委託者や会場の施設管理者と協議・確認したうえで決定すること。
- (14) ステージイベントのプログラムについては、音響等により周辺商業施設等に影響を与えないよう十分配慮して企画するとともに、委託者や会場の施設管理者と協議・確認のうえ決定すること。
- (15) ステージイベント等の出演者は委託者と協議のうえ決定することとし、ブッキングは受託者が行うものとする。
- (16) 広告・宣伝については、多様な媒体を活用し最大限効果的なPRを行い集客に繋げること。なお、道が所有する北海道農業イメージ動画（参照：<https://youtu.be/21HueePMD34>）を活用することができるので、データの貸与が必要な場合は申し出ること。
- (17) 本業務を通じて知り得る団体・企業情報並びに個人情報の取扱については、法令等を守り慎重に取り扱うものとする。
- (18) 会場運営には、当日の運営スタッフのほか、夜間も含めた警備の人員も配置し、経費も本委託費に計上するものとする。

- (19) 会場が屋外であることから、風雨による影響が懸念されるため、来場者や出演者等への影響を最小限とする方策を検討すること。また、受託者は災害や荒天等による大収穫祭の中止又は開催方法の変更（規模縮小等）も踏まえた対応を委託者等と検討すること。
- (20) 大収穫祭の中止等による業務未完了の場合の精算方法については、事前に委託者と協議して決定する。

第4 提案事項

(1) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」企画業務

- ア 本業務を実施するにあたっての方針や、業務を遂行するにあたっての業務実施体制、業務行程について記載すること。
- イ 本業務の目的やコンセプト等を踏まえた上で、北海道の食と農業の魅力が伝わり、消費者や都市住民を惹きつけるキャッチーな開催テーマを提案すること。
- ウ 広報資材（ポスター、パンフレット、媒体広告等）やパンフレット等様々に活用する大収穫祭のメインビジュアルを提案すること。
- エ 赤れんが庁舎の景観に配慮し、会場レイアウトや会場装飾イメージを提案すること。
- オ 対面販売・飲食提供・展示PRブースの出展者対応について、円滑に連絡調整ができるよう、出展者説明会の開催を含め、業務実施体制を提案すること。
- カ ステージイベント企画（出演者含む）を提案すること。企画内容は、コンセプトやターゲット層、集客力、情報発信力等を踏まえ、本道農業・農村への共感につながる効果が期待できるものとする。
- キ 会場周遊企画を提案すること。企画内容は、会場内を限なく周遊し、ブースを訪問・立ち寄りすることを多くの来場者に促す効果的なものとする。
- ク 会場周辺コラボ企画を提案すること。企画内容は、会場内の企画との連動など、本道農業・農村への共感につながる効果が期待できるものとする。
- ケ その他、本道農業・農村への共感につながる効果的な企画を提案すること。なお、必要に応じて、対面販売・飲食提供・展示PRブースのうち1～2ブース分を使用することができる。ただし、出展希望が多数の場合は、提案内容を調整する場合がある。
- コ 大収穫祭の集客につながる効果的な広告・宣伝計画を提案すること。

(2) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」実施運營業務

会場設営・運営・撤収について、コンセプト及び開催場所の立地を活かした展開方法を十分に勘案のうえ、円滑な大収穫祭の運営を可能とするスタッフ（準備、運営、警備、撤収等）の配置計画について提案すること。

(3) 業務処理スケジュール

委託業務開始（6月上旬頃を予定）から完了までのスケジュールについて、一連の流れが分かるよう提案すること。

第5 成果品の提出

次のとおり作成し、提出すること。なお、各成果品の提出にあたっては別途指示する日までに案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

(1) 北海道食と農業の魅力発信強化特別対策事業委託業務報告書

- ・紙媒体1部（A4版）日本工業規格A4判とし、写真・図面等は適宜カラー印刷
- ・電子データ（DVD-R等1枚）

(2) 「ほっかいどう秋の大収穫祭」開催報告書

- ・紙媒体200部（A4版）日本工業規格A4判とし、写真・図面等は適宜カラー印刷
- ・電子データ（DVD-R等1枚）

第6 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月11日（金）まで

第7 予算上限額

18,511千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

第8 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

ア 受託能力

- ・提案者の事業内容や実績から見て、受託能力があるか。
- ・過去10年間（平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10か年）に次のイベントの契約を締結し、履行した実績があるか。
（ア）国・地方公共団体等（国・地方公共団体が参画する実行委員会等を含む）が主催するもの
（イ）事業費900万円程度かつ1日当たり来場者9千人程度以上の規模のもの
（ウ）屋外のブース出展を伴うもので、開催期間が連続2日間以上のもの

イ 執行体制

- ・企画内容に対して、準備・運営が可能な体制・人員が確保されているか。
- ・提案内容と見積経費を勘案し、事業の実現性が確保されているか。
- ・再委託・外注は、必要最小限のものとなっているか。

ウ 専門性

- ・企画、編集、デザインなど、専門的な知識やノウハウを有しているか。

(2) 企画提案内容

ア 業務実施体制

- ・業務を円滑に実施する体制・人員が確保されているか。
- ・管理体制や緊急時等のバックアップ体制が示されているか。
- ・業務スケジュールは妥当であるか。

イ イベント趣旨の理解度

- ・提案された企画内容（会場演出、ステージイベント企画等）が的を射た内容となっているか。
- ・会場構造やコンセプトを踏まえた分かりやすく効果的な会場演出となっているか。

ウ 企画力（経験・ノウハウの反映）

- ・業務内容に関する専門知識、ノウハウ等が読み取れる内容となっているか。
- ・民間ならではの発想と経験が反映された内容となっているか。

エ 広告・宣伝計画

- ・ターゲット層を理解し、効果的な広報・宣伝となっているか。
- ・予算額を踏まえ実施可能な計画となっているか。

第9 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人（宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人を除く。以下同じ。）又は複数の法人で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、「ア」及び「ケ」については、構成員のうち1者以上が要件を満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ケ 過去10年間（平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10か年）に次のイベントの契約を締結し、履行した実績を有すること。
 - (ア) 国・地方公共団体等（国・地方公共団体が参画する実行委員会等を含む）が主催するもの
 - (イ) 事業費900万円程度かつ1日当たり来場者9千人程度以上の規模のもの
 - (ウ) 屋外のブース出展を伴うもので、開催期間が連続2日間以上のもの
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する法人の間に明確な契約が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

第10 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年（2026年）4月13日（月）17時必着
- (2) 提出場所
第16のとおり
- (3) 提出書類
「参加表明書」及び参加表明書作成要領に記載の添付資料 各1部
- (4) 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

第11 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年（2026年）4月28日（火）17時必着
- (2) 提出場所
第16のとおり
- (3) 提出書類
「企画提案書」及び及び附属資料 各8部

(会社名等を記入したもの1部、記入しないもの7部)

※審査上、具体的な企業名・氏名がわからないよう伏せて作成すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

第12 再委託の禁止

(1) 委託者は、次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 受託者は、委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、委託者へ再委託を申し出ることができる。

なお、この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を委託者に提出すること。

また、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを併せて委託者に提出すること。

(4) 受託者が再委託の承諾を得た場合、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託の相手方との契約を遵守するために必要な事項について、本委託業務の契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(5) 受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこととし、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

第13 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 採択された提案内容は、委託者と協議の上、修正する場合がある。

(2) 事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要な人材・機材等を確保し、適切な実施・運営体制とすること。

(3) 受託者は、委託者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。特に、会場又はその近郊における行事関連については、会場運営部門との十分な連携の下、会場運営のルールに則り遂行すること。

(4) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた委託者が行う各許認可の手続きについては、原則として受託者が代行するものとする。また、当該手続きに必要な手数料等の経費については、経費見積額に含むものとする。

(5) 契約締結後、災害・荒天等により、大収穫祭の実施内容が変更(規模縮小、中止等)となった場合、受託者と協議の上、提案内容の修正及び契約変更を行うことがある。

(6) 著作権等の取扱い

ア 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した造作物、製作物に関する著作権は委託者に帰属するものとする。

イ 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないよう十分に配慮すること。

第14 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差替及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期限までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期限までに担当者に連絡すること。
 - キ 企画提案の採否については、文書で通知する。
 - ク 審査結果及び特定者名については公表する。

第15 企画提案に関する質問の受付及び回答

本業務の企画提案について、電子メールにより質問を受け付ける。

メール送信に当たっては、件名に「【質問】北海道食と農業の魅力発信強化特別対策事業委託業務<企業等名>」と明記し、本文に「企業等名」「担当者職氏名」「連絡先電話番号」及び「質問内容」を記載すること。あわせて、送信後、必ず電話で「着信の確認」を連絡すること。

なお、質問内容の趣旨等の確認をする場合があること、本業務の企画提案に関係のない質問については、回答しかねるので留意すること。

【送信先アドレス】	food.security@pref.hokkaido.lg.jp
【回答方法】	北海道農政部食料安全保障推進局のホームページにおいて掲載する。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/sas/248122.html
【回答日】	着信日の翌日から2日以内 (なお、回答日が土日になる場合は、翌開庁日)。
【受付期限】	令和8年(2026年)4月24日(金)17時まで

第16 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎7階)
	北海道農政部食料安全保障推進局(担当:仲澤)
電話	代表:011-231-4111 内線:27-129
	直通:011-204-5376

別紙「会場位置図」

